

「ソレーナ STACIA カード会員規約」 一部変更のお知らせ

2020年4月1日より、規約を一部変更致しますのでご案内申し上げます。

主な変更内容は以下のとおりです。

「ペルソナ会員規約」の変更について

変更点	改定後
民法改正による定型約款の変更について追加。	第6条（本規約の変更、承認）下線部分を追加しました。 本規約の変更については当社から本会員に変更内容を通知した後、または新会員規約を送付した後にカードを利用したときは、変更事項または新会員規約を承認したものとみなします。<u>また、法令の定めにより本規約を変更できる場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。</u>
カードの貸与について追加。	第7条（カードの貸与と取扱い） 1項に下線部分を追加しました。 1. 当社は、会員1名につき、1枚の氏名・会員番号・有効期限等（以下、「カード情報」といいます。）を表面に印字したカード（以下、「家族カード」を含みます。）を発行し、貸与します。会員は、カードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。本会員は、カード発行後も、届出事項（第5条第1項の届出事項をいう。）の確認（以下、「取引時確認」といいます。）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。<u>なお、セキュリティ上の理由、当社と提携クレジットカードの発行に関し提携する会社その他の個人・法人（以下、「提携会社」といいます。）と当社との提携関係の変動・終了その他の事由により、会員番号が変更される場合があります、その場合、当社より新たな会員番号を含むカード情報を表面に印字したカード（カード券面のデザイン変更を含む）を発行し、貸与します。</u>
カードの有効期限について追加。	第8条（カードの有効期限） 1項に下線部分を追加しました。 1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カードの表面に記載した月の末日までとします。<u>ただし、当社は、会員番号の変更その他の事情により、カード有効期限の満了前に新たなカードを発行することができるものとし、その場合当該新たなカードに適用のある会員規約が適用されます。従前のカードは、会員が新たなカードを受領したときから利用できなくなるものとします。また、届出住所宛に当社が送付した新たなカードが不着となった場合等、当該届出住所宛に新たなカードを発送しても到着しないと当社が認める場合には、当社が定める期間の経過後に、従前のカードは利用できなくなるものとします。</u>

付帯サービス等について追加。	第 17 条（付帯サービス等） 1 項に下線部分を追加しました。 1. 会員は、当社または当社の提携会社その他当社と提携関係にある会社その他の個人・法人（以下、「提携会社等」といいます。）が提供するカード付帯サービスおよび特典（以下、「付帯サービス」といいます。）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については別途当社から本会員に対し告知または通知します。<u>会員は、当社と提携会社等との提携関係の終了等によって付帯サービスが利用できなくなる場合があることを予め承諾するものとします。</u>
ご利用代金明細書情報の送付についてウェブサイトでの閲覧を追加	第 19 条（代金決済口座および決済日） 3 項に下線部分を追加しました。 3. 当社は、本会員の毎月の支払いに係る利用代金明細書情報を支払期日までに本会員の届出住所宛に送付または<u>当社指定のウェブサイト</u>に閲覧可能な状態におくことにより会員に通知します。（ただし、法令で別途定めがある場合は、カード利用代金明細書を郵送による方法で送付します。）<u>当社指定のウェブサイト</u>で閲覧する場合は、VpassID 規約、カードご利用代金WEB明細書サービス利用特約に同意の上、当社指定の方法により閲覧することができます。本会員は、利用代金明細書の内容に異議がある場合には、利用代金明細書受領後 10 日以内に当社に対し異議を申出るものとします。ただし、支払いが年会費のみの場合は利用代金明細書を送付しない場合があります。

「個人情報の取扱いに関する同意条項」の変更について

変更点	改定後
民法改正による定型約款の変更について追加。	第 12 条（同意条項の位置付けおよび変更） 2 項に下線部分を追加しました。 2. 本同意条項は<u>民法の定めに従い</u>、必要な範囲内で変更できるものとします。

「ソレーナ STACIA カード litta 特約」の変更について

変更点	改定後
民法改正による定型約款の変更について追加。	第 4 条（本特約の改定） 下線部分を追加しました。 当社は、本特約の内容を改定する場合は、<u>民法の定めに基づき、変更できるものとします。この場合、変更後の内容と適用開始日を、店頭表示またはインターネットその他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。ただし、会員の利益に適合しておりかつ軽微な変更については、公表のうえ直ちに適用することがあります。</u>当社が当該公表をした後に一体型会員が一体型カードを利用した場合、当該改定内容を承認したものとみなします。

「ソレーナSTACIAカード会員特約」の変更について

変更前	改定後
第9条（特約の変更・承認） 本特約が改定され、その改定内容が会員に通知または公表された後に、会員が本カードを利用したとき、通知後異議なく1ヶ月経過したときは、会員はその改定を承認したものとみなします。	第9条（特約の変更・承認） 民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本特約を改定することができます。この場合、二社は、当該改定の効力が生じる日を定め、うえで、会員に対して当該改定につき通知または公表します。

変更後のソレーナSTACIAカード会員規約全文は [こちら](#) でご覧いただけます。

内容をご確認の上、カードをご利用いただきますようお願い致します。